

西東京市告示第69号

西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号。以下「細則」という。）第10条第1項及び第2項の規定に基づき、市長が別に定める調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

平成29年4月1日

西東京市長 丸山浩一

記

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する調査は、細則第10条第1項の規定に基づき、別表ア欄に掲げる項目に応じ、同表イ欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表ウ欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。
- 2 細則第10条第2項の規定に基づき、市長が別に定める調査結果表は、別記のとおりとする。

附 則（平成29年告示第69号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第80号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表

		ア 調査項目		イ 調査方法	ウ 判定基準
敷地及び地盤	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
	(3)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第128条に規定する通	敷地内の通路等の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路等が確保されていないこと。
	(4)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路等の有効幅員が不足していること。

(5)	路、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号。以下「条例」という。）第10条の4第1項に規定する屋外避難通路、第23条第2項に規定する寄り付き等及び第46条第2項に規定する通路（以下この部において「敷地内の通路等」という。）	敷地内の通路等の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路等に支障物があること。
(6)	共同住宅等の主要な出入口からの通路等	通路等の確保の状況	目視により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第17条（条例第73条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。
(7)		通路等の支障物の状況	目視により確認する。	通路等に支障物があること。
(8)	窓先空地及び屋外通路	窓先空地の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第19条第1項（条例第37条又は第73条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。
(9)		窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第19条第2項（条例第37条又は第73条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。
(10)		窓先空地又	目視により確	条例第19条第1

		は窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況	認する。	項に規定する窓先空地又は第2項に規定する窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等に支障物があること。
(11)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと。
(12)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
(13)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
(14)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視とともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
(15)	崖	崖の安全上の支障の状況	目視又は必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	条例第6条第2項の規定に適合しないこと。
(16)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板	広告塔及び広告板本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	広告塔及び広告板本体に著しいさび又は腐食が発生していること。

	(17)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	
2 建築物の外部	(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	
	(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	
	(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	
	(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	
	(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第23条、第25条若しくは第61条又は条例第11条の2の規定に適合しないこと。
	(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。
	(7)			組積造の外壁躯体の劣	必要に応じて双眼鏡等を使	れんが、石等に割れ、ずれ等が

		化及び損傷の状況	用し目視により確認する。	あること。
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石ばり等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合には、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

			しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後 10 年を超え、かつ 3 年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合には、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（3 年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	
(12)	乾式工法によるタイル、石ばり等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	
(13)	金属系パネ	必要に応じて	パネル面又は取	

			ル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	双眼鏡等を使用し目視により確認する。	合い部が著しいさび等により変形していること。
	(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
	(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
	(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和46年建設省告示第109号第3第4号の規定に適合していないこと。
	(17)	外壁に緊結された広告板、	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しいさび又は腐食があること。
	(18)	空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。
3 屋上及び屋根	(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
	(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損

				していること。
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しいさび若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第62条の規定に適合しないこと又は平成29年西東京市告示第75号において指定する区域内の建築物の屋根にあっては法第22条第1項の規定に適合しないこと。
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しいさび、腐食等があるこ

	(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	と。 支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
4 建築物の内部	(1)	防火区画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第10項から第12項までの規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項等に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第1項、第3項、第4項若しくは第6項から第9項まで（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第6項を除く。）又は条例第25条の規定に適合しないこと。
	(3)		令第112条第17項等に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第17項又は条例第10条の5、第30条、第38条、第39条若しくは第48条から第51条まで（令第

				129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、条例第48条を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第112条第17項並びに条例第48条及び第49条を除く。)の規定に適合しないこと。
(4)	条例第8条に規定する区画の状況		設計図書等により確認する。	条例第8条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(5)	防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第15項又は第16項の規定に適合しないこと。
(6)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同	目視により確認する。	令第112条第15項に規定する外壁等、同条第16項に規定する防

			条第 16 項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況		火設備に損傷があること。
(7)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。
(8)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(9)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
(10)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 令第 112 条

造の壁
（防火
区画を
構成す
る壁に
限
る。）

第1項、第3
項から第5項
まで又は第17
項（令第129
条の2第1項
の規定が適用
され、かつ、
全館避難安全
性能に影響を
及ぼす修繕等
が行われてい
ない場合にあ
っては、第17
項を除く。）
の規定による
防火区画 1
時間準耐火基
準に適合しな
いこと。

(2) 令第112条
第6項又は第
9項（令第
129条の2第
1項の規定が
適用され、か
つ、全館避難
安全性能に影
響を及ぼす修
繕等が行われ
ていない場合
にあっては、
第6項を除
く。）の規定
による防火区
画 令第107
条の規定に適
合しないこ
と。

(3) 令第112条
第10項から第
12項まで又は
第15項（令第
129条の2第
1項の規定が
適用され、か
つ、全館避難

				安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第10項から第12項までを除く。)の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。
(13)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
(14)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕や模様替え等(以下「修繕等」という。)が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
(15)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第112条第19項若しくは第20項、令第129条の2の4又は条例第74条の規定に適合しないこと。
(16)	令第	令第114条	設計図書等に	令第114条の規

		114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	より確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	定に適合しないこと。
(17)		令第 128 条の 5 各項等に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第 128 条の 5 又は条例第 15 条、第 72 条、第 73 条若しくは第 75 条（令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第 129 条第 2 項、第 6 項、第 7 項及び階段に係る部分以外の規定並びに条例第 15 条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）及び第 72 条（階段に係る部分を除く。）の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(18)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しく

			び損傷の状況		は虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。
(19)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。
(20)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(21)	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 令第112条第1項、第3項から第5項まで又は第17項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第17項を除く。）の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (2) 令第112条第6項又は第9項（令第129条の2第1項の規定が適用され、か	

				つ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第6項を除く。)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。
				(3) 令第112条第10項から第12項まで又は第15項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第10項から第12項までを除く。)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと。
(22)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴や破損があること。	
(23)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては点検口等から目視により確認する。	令第112条第19項若しくは第20項、令第129条の2の4又は条例第74条の規定に適合しないこと。	

(24)	天井	令第128条の5各項等に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の5又は条例第15条、第72条、第73条若しくは第75条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第128条の5第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定並びに条例第15条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）及び第72条（階段に係る部分を除く。）の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(25)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(26)	特定天井	特定天井	特定天井の天井材の劣	必要に応じて双眼鏡等を使	天井材に腐食、緩み、外れ、欠

		化及び損傷の状況	用し目視により確認する。	損、たわみ等があること。
(27)	防火設備 (防火扉、防火シャッターその他	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 112 条第 18 項の規定に適合しないこと。
(28)	これらに類するものに限る。) 又は戸	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 112 条第 18 項の規定に適合しないこと。
(29)		昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 1 号口に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3 年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足り	昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 1 号口の規定に適合しないこと。

			る。	
(30)	防火扉又は戸の開放方向	目視により確認する。	令第123条第1項第6号、第2項第2号又は第3項第10号（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第3項第10号（屋内からバルコニー又は付室に通じる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第1項第6号、第2項第2号及び第3項第10号を除く。）の規定に適合しないこと。	
(31)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第112条第18項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。）に支障があること。	
(32)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は	常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。	

		状況	作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	
(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。
(34)		常閉防火扉等の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。
(36)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	法第28条第1項又は令第19条の規定に適合しないこと。
(38)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
(39)		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	法第28条第2項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。

(40)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第 28 条第 2 項若しくは第 3 項、令第 20 条の 2 又は令第 20 条の 3 の規定に適合しないこと。
(41)		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3 年以内に実施した法第 12 条第 3 項に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	換気設備が作動しないこと。
(42)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(43)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1 パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成 18 年国土交通省告示第 1172 号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
(44)		吹付け石綿等の劣化の状況	3 年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維の崩れ、垂れ下がりが、下地からの浮き、剥離等が

				あること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。
(45)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (1) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の2分の1を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の様様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (2) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部	

					分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
	(46)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
5 避難施設等	(1)	令第120条第2項に規定する通路等	令第120条第2項に規定する通路等の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第120条若しくは第121条又は条例第25条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）は、令第120条及び条例第25条第2項を除く。）の規定に適合しないこと。
	(2)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定	幅が令第119条又は条例第10条の4、第26条若しくは第44条

			する。	(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第 119 条並びに条例第 26 条及び第 44 条を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。) の規定に適合しないこと。
(3)		行き止まり廊下の状況	設計図書等により確認する。	条例第 10 条の 8 の規定に適合しないこと。ただし、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）で令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(4)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
(5)	出入口等	出入口等の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 118 条、第 124 条、第 125 条若しくは第 125 条の 2 又は

				<p>条例第 10 条の 4、第 13 条、第 23 条、第 42 条、第 43 条、第 46 条若しくは第 50 条（令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第 124 条第 1 項第 2 号並びに条例第 13 条（小学校に限る。）及び第 43 条第 1 号から第 4 号までを除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第 124 条第 1 項並びに第 125 条第 1 項及び第 3 項並びに条例第 10 条の 4 第 1 項、第 13 条（小学校に限る。）、第 43 条第 1 号から第 4 号まで、第 46 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 50 条第 2 項を除く。）の規定に適合しないこと。</p>
(6)	物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に	

				支障があること。	
(7)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条又は条例第24条若しくは第51条第4号（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、条例第51条第4号を除く。）の規定に適合しないこと。	
(8)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第121条又は条例第7条の2、第10条の8、第19条、第37条若しくは第73条の規定に適合しないこと。	
(9)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しいさび又は腐食があること。	
(10)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。	
(11)		避難器具等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第121条又は条例第7条の2、第19条、第37条若しくは第73条の規定に適合しないこと。	
(12)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	
(13)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により	令第120条、第121条若しくは

				確認する。	第 122 条又は条例第 7 条の 2、第 11 条、第 24 条、第 45 条若しくは第 51 条（令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第 120 条並びに条例第 11 条、第 45 条第 1 号、第 2 号及び第 51 条第 2 号から第 4 号までを除く。）の規定に適合しないこと。
(14)	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	令第 23 条、第 24 条若しくは第 124 条又は条例第 45 条（令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第 124 条第 1 項第 2 号を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館		

				避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項並びに条例第45条第1号及び第2号を除く。)の規定に適合しないこと。
(15)		手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第25条の規定に適合しないこと。
(16)		物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
(17)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。
(18)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第123条第1項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第1号及び第6号を除く。)の規定に適合しないこと。
(19)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第123条第2項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第2項第2号を除く。)の規定に適合しない

				こと。
(20)		開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
(21)	特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第123条第3項（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第1号、第2号、第10号（屋内からバルコニー又は付室に通じる出入口に係る部分に限る。）及び第12号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第1号から第3号まで、第10号及び第12号を除く。）の規定に適合しないこと。
(22)		階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
(23)		付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実	排煙設備が作動しないこと。

				施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	
(24)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(25)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。
(26)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(27)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。
(28)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記	可動式防煙壁が作動しないこと。

				録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	
(29)		排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の2又は条例第14条第1項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(30)			排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	排煙設備が作動しないこと。
(31)			排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(32)	その他の	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと。

(33)	設備等		非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
(34)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。
(35)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
(36)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することですら足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(37)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かって開くことができない窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(38)			物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
(39)			非常用エレベーターの	非常用エレベーターの作動	非常用エレベーターが作動しな

			作動の状況	を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	いこと。
	(40)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の4又は条例第14条第2項の規定に適合しないこと。
	(41)		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(42)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
6 その他	(1)	地下街等	防火区画	設計図書等により確認する。	条例第73条の6（条例第73の18において準用する場合を含む。）、第73条の9又は第73条の16の規定に適合しないこと。
	(2)		地下の構え又は地下道に面する建築物の地下の部分と地下道との関	設計図書等により確認する。	条例第73条の4又は第73条の15の規定に適合しないこと。

			係		
(3)			地下道の直通階段の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第 73 条の 5 又は第 73 条の 11（条例第 73 の 18 において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。
(4)			地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況	設計図書等により確認する。	条例第 73 条の 7 又は第 73 条の 8 の規定に適合しないこと。
(5)			地下道の地上への開放性の確保の状況	設計図書等により確認する。	条例第 73 条の 10（条例第 73 条の 18 において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと。
(6)			物品の放置の状況	目視により確認する。	地下道又は階段（出入口階段ホールを含む。）部分に避難に支障となる物品が放置されていること。
(7)		地下道に面する建築物の地下の部分	階段ホールの構造及び幅	設計図書等により確認する。	条例第 73 条の 17 に適合しないこと。
(8)			物品の放置の状況	目視により確認する。	階段ホール部分に避難に支障となる物品が放置されていること。
(9)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3 年以内実施した点検の記録がある場合には、当該記録により	膜体に破れ、雨水貯留、接合部のはがれ等があること。

				確認すること で足りる。	
(10)			膜張力及び ケーブル張 力の状況	必要に応じて 双眼鏡等を使 用し目視によ り確認する。 ただし、3年 以内に実施し た点検の記録 がある場合に あつては、当 該記録により 確認すること で足りる。	膜張力又はケー ブル張力が低下 していること。
(11)		免震構 造建築 物の免 震層及 び免震 装置	免震装置の 劣化及び損 傷の状況 (免震装置 が可視状態 にある場合 に限る。)	目視により確 認するととも に、3年以内 に実施した点 検の記録があ る場合にあつ ては、当該記 録により確認 する。	鋼材部分に著し いさび、腐食等 があること。
(12)			上部構造の 可動の状況	目視により確 認する。ただ し、3年以内 に実施した点 検の記録があ る場合にあつ ては、当該記 録により確認 することです りる。	上部構造の水平 移動に支障があ る状態となつて いること又は障 害物があるこ と。
(13)	避雷設備			避雷針、避 雷導線等の 劣化及び損 傷の状況	必要に応じて 双眼鏡等を使 用し目視によ り確認する。
(14)	煙突	建築 物に 設け る煙 突	煙突本体及 び建築物と の接合部の 劣化及び損 傷の状況	必要に応じて 双眼鏡等を使 用し目視によ り確認する。	煙突本体及び建 築物との接合部 に著しいひび割 れ、肌分かれ等 があること。
(15)				付帯金物の 劣化及び損 傷の状況	必要に応じて 双眼鏡等を使 用し目視によ り確認する。

(16)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること。
(17)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	附帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しいさび、腐食、緊結不良等があること。
(18)	自動回転ドア（条例第8条の7の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。）	構造	併設する自動式引き戸及び駆け込み防止柵等の危険防止装置の設置状況	設計図書等により確認する。	条例第8条の12、第8条の13又は第8条の15の規定に適合しないこと。
(19)	自動回転ドア（条例第8条の7の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。）	作動の状況	自動回転ドアの作動の状況	自動回転ドアの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した条例第8条の18に基づく点検等により、条例第8条の10、第8条の11、第8条の14、第8条の16又は第8条の17に規定する事項についての記録がある場合にあっては、当該項目については当該記録により確認することとする。	条例第8条の10、第8条の11、第8条の14、第8条の16又は第8条の17の規定に適合しないこと。

調査結果表

当該調査に関与した調査者		氏名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調査項目		調査結果等					担当調査者番号
			適用の有無	指摘なし	要是正	既存不適格	特記事項	
1	敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況						
(2)	敷地	敷地内排水の状況						
(3)	敷地内の通路等	敷地内の通路等の確保の状況						
(4)		有効幅員の確保の状況						
(5)		敷地内の通路等の支障物の状況						
(6)	共同住宅等の主要な出入り口からの通路等	通路等の確保の状況						
(7)		通路等の支障物の状況						
(8)	窓先空地及び屋外通路	窓先空地の確保の状況						
(9)		窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況						
(10)		窓先空地又は窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況						
(11)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況						
(12)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況						
(13)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況						
(14)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況						
(15)	がけ	がけの安全上の支障の状況						
(16)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板	広告塔及び広告板本体の劣化及び損傷の状況						
(17)		支持部分等の劣化及び損傷の状況						
	その他の特記事項							
2	建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況						
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況						
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況						
(4)		土台の劣化及び損傷の状況						
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況						
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						

(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況							
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況							
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石ばり等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(12)		乾式工法によるタイル、石ばり等の劣化及び損傷の状況							
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況							
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況							
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況							
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況							
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況							
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
3	屋上及び屋根								
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況							
(2)	屋上周り(屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況							
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況							
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況							
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況							
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況							
(8)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況							
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
4	建築物の内部								
(1)	防火区画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況							
(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項等に規定する区画の状況							
(3)		令第112条第17項等に規定する区画の状況							
(4)		条例第8条に規定する区画の状況							
(5)	防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況							
(6)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況							
(7)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(9)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						

(12)			準耐火性能等の確保の状況								
(13)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況								
(14)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況								
(15)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況								
(16)			令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況							
(17)		令第128条の5各項等に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況								
(18)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況								
(19)				鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(20)				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況							
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況								
(22)				部材の劣化及び損傷の状況							
(23)				給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況							
(24)	天井	令第128条の5各項等に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況								
(25)				室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況							
(26)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況							
(27)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況								
(28)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況								
(29)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況								
(30)			防火扉又は戸の開放方向								
(31)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況								
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況								
(33)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況								
(34)			常閉防火扉等の固定の状況								
(35)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況								
(36)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況								
(37)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況								
(38)			採光の妨げとなる物品の放置の状況								
(39)			換気のための開口部の面積の確保の状況								
(40)			換気設備の設置の状況								
(41)			換気設備の作動の状況								
(42)			換気の妨げとなる物品の放置の状況								

(43)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況							
(44)		吹付け石綿等の劣化の状況							
(45)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況							
(46)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況							
/		その他の特記事項	/	/	/	/	/	/	/
5	避難施設等								
(1)	令第120条第2項に規定する通路等	令第120条第2項に規定する通路等の確保の状況							
(2)	廊下	幅の確保の状況							
(3)		行き止まり廊下の状況							
(4)		物品の放置の状況							
(5)	出入口等	出入口等の確保の状況							
(6)		物品の放置の状況							
(7)	屋上広場	屋上広場の確保の状況							
(8)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況							
(9)		手すり等の劣化及び損傷の状況							
(10)		物品の放置の状況							
(11)		避難器具等の設置の状況							
(12)		避難器具の操作性の確保の状況							
(13)	階段	直通階段の設置の状況							
(14)		階段	幅の確保の状況						
(15)			手すりの設置の状況						
(16)			物品の放置の状況						
(17)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(18)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況					
(19)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(20)			開放性の確保の状況						
(21)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(22)			付室等の排煙設備の設置の状況						
(23)			付室等の排煙設備の作動の状況						
(24)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況						
(25)			物品の放置の状況						
(26)		排煙設備等	防煙区画の設置の状況						
(27)			防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(28)				可動式防煙垂れ壁の作動の状況					
(29)				排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(30)	排煙設備の作動の状況								
(31)	排煙口の維持保全の状況								

(32)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況									
(33)			非常用の進入口等の維持保全の状況									
(34)		非常用エレベーター	乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況								
(35)				乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況								
(36)				乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況								
(37)				乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況								
(38)				物品の放置の状況								
(39)				非常用エレベーターの作動の状況								
(40)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	非常用の照明装置の設置の状況								
(41)				非常用の照明装置の作動の状況								
(42)	照明の妨げとなる物品の放置の状況											
その他の特記事項												
6	その他											
(1)	地下街等	地下街又は地下道に面する建築物の地下の部分	防火区画									
(2)			地下の構え又は地下道に面する建築物の地下の部分と地下道との関係									
(3)			地下道の直通階段の確保の状況									
(4)			地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況									
(5)			地下道の地上への開放性の確保の状況									
(6)			物品の放置の状況									
(7)			地下道に面する建築物の地下の部分	階段ホールの構造及び幅	階段ホールの構造及び幅							
(8)					物品の放置の状況							
(9)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況									
(10)			膜張力及びケーブル張力の状況									
(11)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)								
(12)				上部構造の可動の状況								
(13)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況									
(14)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況									
(15)			附帯金物の劣化及び損傷の状況									
(16)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	煙突本体の劣化及び損傷の状況								
(17)				附帯金物の劣化及び損傷の状況								
(18)	自動回転ドア(条例第8条の7の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。)	構造	併設する自動式引き戸及び駆け込み防止さく等の危険防止装置の設置の状況									
(19)			作動の状況	自動回転ドアの作動の状況								

改善予定状況等

番号	調査項目		改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善(予定)年月
	中項目	小項目		

- (注意)
- ① この書類は、特定建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、西東京市建築基準法施行細則様式第9号第1面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
 - ④ 「適用の有無」欄は、該当する調査項目について○印を記入してください。
 - ⑤ 「調査結果等」欄は、別表(ア)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「調査結果等」欄のうち「要是正」欄は、別表(ア)欄に掲げる調査項目について(ウ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「調査結果等」欄のうち「特記事項」欄は、別表(ア)欄に掲げる調査項目について、要是正の指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、○印を記入してください。
 - ⑧ 「調査結果等」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥又は⑦いずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「調査結果等」欄のうち「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「調査結果等欄」のうち「要是正事項(既存不適格を含む。)又は特記事項の具体的内容」欄は、当該調査項目について「要是正」又は「特記事項」欄に○印を記入した場合に、その具体的内容を記入してください。
 - ⑪ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ⑫ 「改善予定状況等」欄は、調査の結果、要是正の指摘又は特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入するとともに、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。また、改善できない理由がある場合には「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入してください。
 - ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - ⑭ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。
 - ⑮ 付近見取図を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

調査結果図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路等
(6)から(7)	共同住宅等の主要な出入口からの通路等
(8)から(10)	窓先空地及び屋外通路
(11)から(12)	塀
(13)から(14)	擁壁
(15)	がけ
(16)から(17)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面
(2)から(5)	屋上周り（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）
4	建築物の内部
(1)から(6)	防火区画
(7)から(17)	壁の室内に面する部分
(18)から(23)	床
(24)から(26)	天井
(27)から(34)	防火設備又は戸
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路等
(2)から(4)	廊下
(5)から(6)	出入口等
(7)	屋上広場
(8)から(12)	避難上有効なバルコニー
(13)から(25)	階段
(26)から(31)	排煙設備等
(32)から(42)	その他の設備等
6	その他
(1)から(8)	地下街等
(9)から(12)	特殊な構造等
(13)	避雷設備
(14)から(17)	煙突
(18)から(19)	自動回転ドア

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。

④ 「調査結果」欄は、調査の結果「要是正の指摘あり」の場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。